市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例 の一部改正について

市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例を次のように定める。

平成27年9月4日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例

市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例(平成16 年条例第28号)の一部を次のように改正する。

目次中「市川市大洲在宅介護支援センター」を「市川市地域包括支援センター市川第二」に改める。

第3条第5号中「在宅介護支援事業」を「高齢者等に係る介護保険サービスの利用に関する調整及び情報の提供等の支援」に改める。

第4条の表市川市大洲在宅介護支援センターの項を次のように改める。

市川市地域包括支援セン ター市川第二

高齢者等及びその家族からの相談に応じ、介護保険サービスの利用に関する調整及び情報の 提供等の支援を行うこと。

「第6章 市川市大洲在宅介護支援センター」を「第6章 市川市地域包括 支援センター市川第二」に改める。

第27条中「市川市大洲在宅介護支援センター」を「市川市地域包括支援セ

ンター市川第二」に、「居宅において介護を必要とするおおむね65歳以上の者並びにその家族及び介護者」を「介護保険法第9条に規定する介護保険の被保険者並びにその家族及び介護者等並びに市長がこれらの者に準ずると認める者」に改め、同条ただし書を削る。

第28条の表相談業務(電話によるものを除く。)及び情報提供業務の項中「午前9時」を「午前8時45分」に、「午後5時」を「午後5時15分」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年10月1日前に市川市大洲在宅介護支援センターの施設又は設備を壊し、汚し、又は失わせた者に係る改正前の第47条の規定による当該施設又は設備を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない義務については、なお従前の例による。

理 由

高齢者等に係る介護保険サービスの利用に関する支援の強化を図るため、 急病診療・ふれあいセンターに市川市地域包括支援センター市川第二を設置 するとともに、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。